

わたしの仕事×子育て両立プラン

作成日 令和8年3月1日

所属名	〇〇課△△担当
職名	□□
氏名	〇〇 〇〇
職員番号	〇〇〇〇

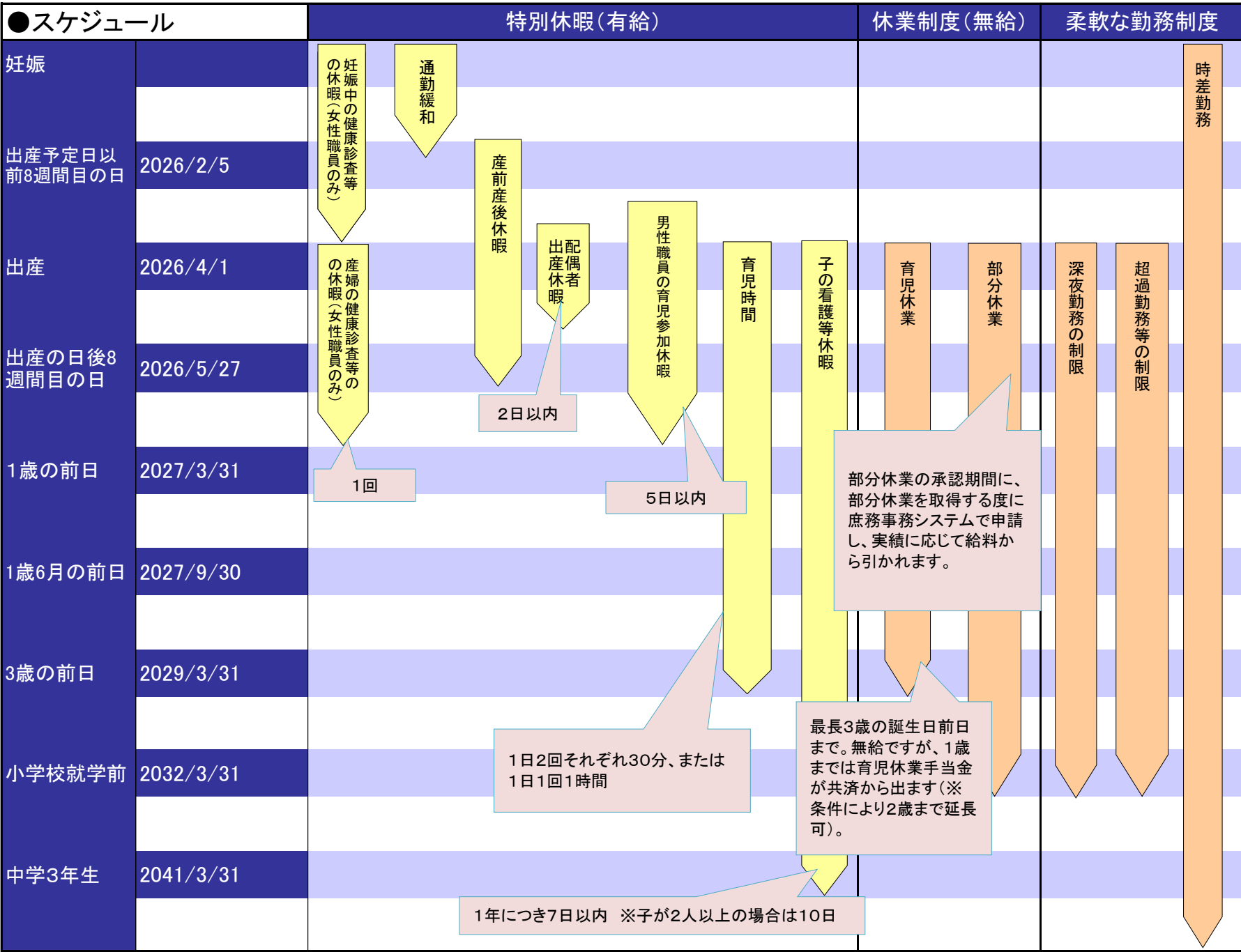
※配偶者が市職員の場合は以下も記入してください。

所属名	〇〇課△△担当
職名	□□
氏名	〇〇 〇〇
職員番号	〇〇〇〇

STEP1 出産予定日を入力します。

出産予定日	R8.4.1
-------	--------

STEP2 取得できる休暇等と取得できる期間、日数等を確認します。
以下の日付は、入院日=出産日としています。



【参考情報】申請期限を確認し、忘れずに申請しましょう！

☐ 産前産後休業掛金免除申請書※

☐ 共済貯金一時中断申出書※

☐ 出産費・家族出産費請求書※

☐ 厚生会出産届※

☐ 共済組合員申告書※

☐ 家族構成申立書※

☐ 扶養親族届※

☐ 扶養控除の変更届※

☐ 児童手当認定届※

☐ 個人番号(マイナンバー) 申告書※

☐ 家庭状況等調査票

☐ 育児休業承認申請書※

☐ 育児休業手当金請求書※

☐ 育児休業掛金免除申出書※

☐ 深夜勤務制限請求書※

☐ 超過勤務制限請求書※

※の書類は条件により提出が必要となります。職員課に確認してください。

▶子育てと仕事の両立を図るための休業等の制度については「仕事×子育て両立パスポート」や「これからパパになる職員の皆さんへ」で紹介しています。

わたしの仕事×子育てプラン

	取得できる期間	取得できる日数等
【女性】妊娠・産婦の健康診査等のための休暇	事実が発生し承認を受けた日 ～ 2027/4/1 (妊娠中、産後1年までの期間)	妊娠満23週までは4週間につき1回 妊娠満24週から満35週までは2週間につき1回 妊娠満36週から出産までは1週間につき1回 産後1年までの期間に1回(医師が特別に指示する場合はその回数)
【女性】通勤緩和	事実が発生し承認を受けた日 ～ 2026/4/1 (妊娠中)	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲
【女性】産前産後休暇	2026/2/5 ～ 2026/5/27 (予定日前8週、産後8週の間※)	※多胎妊娠にあつては14週間。 産後6週間はどのような理由があつても勤務することはできません。
【男性】配偶者出産休暇	2026/4/1 ～ 2026/4/14 (出産のため入院した日から出産後2週間の期間)	2日の範囲(1日又は1時間単位、1時間を超える場合は15分単位)
【男性】育児参加休暇	2026/4/1 ～ 2027/3/31 (配偶者の出産日後1年※)	5日の範囲(1日又は1時間単位、1時間を超える場合は15分単位) ※小学校就学前の子(上の子)を養育している場合は、配偶者の出産予定日以前6週間(多児妊娠の場合は14週間)から取得可能
【男女】育児時間	2026/4/1 ～ 2029/3/31 (子が満3歳を迎える前日まで)	1日2回それぞれ30分以内又は1日1回1時間 夫婦で取得する場合は夫婦2人で1日合計1時間まで取得可能(夫婦同時の取得は不可)
【男女】育児休業	2026/4/1 ～ 2029/3/31 (子が満3歳を迎える前日まで)	配偶者の就労の有無、育児休業の取得の有無等に関わらず、取得可能
【男女】部分休業 第1号または第2号のいずれか	2026/4/1 ～ 2032/3/31 (小学校就学の始期に達するまで)	第1号部分休業:1日2時間以内30分単位 育児時間と併用する場合は育児時間と合わせて1日2時間を限度に取得可 第2号部分休業:1日または1時間単位 1の年度につき、勤務時間×10日相当を上限に取得可
【男女】子の看護等休暇	2026/4/1 ～ 2041/3/31 (満15歳に達する日以後最初の3/31まで)	子の看護のため必要と認めれる場合、1年につき7日(該当する子どもが複数人いる場合は10日)の範囲で1日又は1時間単位、1時間を超える場合は15分単位で取得可能

STEP3 取得を予定している(検討している)休暇・休業制度を選択して、記入してください。

◆各休暇等を取得する場合は、当該プランへの記入とは別に、それぞれの制度ごとに申請し、承認を受けてください。

取得したい休暇・休業制度等	取得時期・日数等	備考
	から まで	
	から まで	
	から まで	
	から まで	
	から まで	

STEP4 仕事と子育ての両立に関して気になっていること、配慮して欲しいことについて ※所属長に相談したいことなど

memo

所属長面談日： ⇒職員課受領日：